

青森県報

第四千五百五十七号

平成二十八年
六月八日
(水曜日)

目次

告 示

漁船保険付保義務の同意を求めるための届出……………(水産振興課) ……一

公 告

大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……一

右 同……………(同) ……二

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(同) ……三

入会林野整備計画の認可……………(林政課) ……四

県有財産の売却に係る一般競争入札……………(漁港漁場整備課) ……四

建設業者の許可の取消し……………(上北地域) ……五

右 同……………(同) ……五

出先機関……………(同) ……五

道路の位置の指定……………(下北地域) ……五

選挙管理委員会……………(県民局) ……五

参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の被……………(事務局) ……六

登録資格の決定基準日、登録日及び縦覧期間……………(同) ……六

参議院青森県選挙区選出議員選挙における在外選挙人名簿……………(同) ……六

の縦覧期間……………(同) ……六

参議院青森県選挙区選出議員選挙においてポスターを掲示……………(同) ……六

することができる日……………(同) ……六

告 示

青森県告示第四百三三号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年六月八日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項	指定漁船調書の縦覧
加入区 名 称 野辺地 上北郡野辺地町字野辺地四七二 長 濱 正 輔 上北郡野辺地町字馬門道四〇の六 野 澤 茂 上北郡野辺地町字米内沢五四の五吉 田アバート 吉 田 幸 司	期 間 平成二十八年 六月八日から 同年六月二十 二日まで 場 所 野辺地町漁 業協同組合

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年六月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース・かんぶん階上店

三戸郡階上町大字道仏字耳ヶ吠四三の一七外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社菅文

岩手県二戸市堀野字長地七五の四

代表取締役 菅陽悦

2 株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変更 年月日
株式会社菅文 岩手県二戸市堀野字長地七五の四 代表取締役 菅陽悦	変更なし	
株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	変更なし	
株式会社ラグノオささき 弘前市大字百石町九 代表取締役 木村公保	変更なし	
有限会社ビジュアル企画 八戸市南白山台三丁目一の一 取締役 小林喜一郎	平成 一九・三・二〇	
株式会社ドラッグユニー 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	変更なし	

四 届出年月日

平成二十八年五月二十四日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び階上町役場

2 期間

平成二十八年六月八日から同年十月八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、階上町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十八年十月八日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年六月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース・かんぶん階上店

三戸郡階上町大字道仏字耳ヶ吠四三の一七外
 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社菅文

岩手県二戸市堀野字長地七五の四

代表取締役 菅陽悦

2 株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 変更しよつとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗の施設に関する事項	大規模小売店舗の営業を小売業者の開店時刻及び閉店時刻とする	株式会社ユニバース、株式会社ラグノオササキ、株式会社ドラッグユーのみ実施 開店時刻 午前九時(ただし、年間十日間(た)お盆・年末等)閉店時刻 午後十一時	平成 六・六・三
来客が駐車場を利用するに際しての時間	駐車のみの実施 午前九時三十分(ただし、年間十日間(た)お盆・年末等)から午後十一時	駐車のみの実施 午前八時三十分(ただし、お盆・年末等)から午後十一時十五分まで	

四 届出年月日

平成二十八年五月二十四日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び階上町役場

2 期間

平成二十八年六月八日から同年十月八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで
 ただし、階上町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出
 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限
 平成二十八年十月八日

2 提出先
 青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項
 (一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
 (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
 (三) 意見及びその理由

4 言語
 意見書は、日本語により記載すること。

~~~~~  
 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年六月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 スーパードラッグアサヒ青森西店

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 株式会社横浜ファーマシー  
 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四

代表取締役 浅野雅晴

三 青森市の意見の概要

交通安全確保の観点から、国道7号から店舗敷地への右折進入禁止についての対策を徹底すること。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要  
意見書の提出なし

五 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成二十八年六月八日から同年七月八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

入会林野整備計画の認可

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第百二十六号）第十一条第一項の規定により、鱒ヶ沢町山子漆原入会林野整備組合に係る山子漆原入会林野整備計画を平成二十八年五月三十一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十八年六月八日

青森県知事 三 村 申 吾

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十八年六月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる土地の売却

| 所 在 地         | 地 目 | 地積（平方メートル） |
|---------------|-----|------------|
| 青森市港町二丁目九一四の二 | 雑種地 | 九五二・六四     |
| 青森市港町二丁目九一五の一 | 宅地  | 一、五一四・〇八   |
| 青森市港町二丁目九一五の二 | 宅地  | 一、四〇九・四九   |
| 合 計           |     | 三、八七六・二二   |

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者であること。

三 売却する物件を示す場所

一に掲げる土地の所在地

四 売却する物件の地積測量図等の書面、契約条項を示す場所及び入札案内書の交付場所

青森市長島一丁目の一

青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課

青森市港町二丁目二の四

青森県東青地域農林局地域農林水産部東青地方漁港漁場整備事務所

五 入札及び開札の場所及び日時

1 入札場所

青森市長島一丁目の一

青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課

2 入札日時

平成二十八年六月二十日 午前九時から

平成二十八年六月二十七日 午後五時まで（必着）

土曜日、日曜日及び祝日の受付は、行わない。

3 開札場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁 北棟四階B会議室

4 開札日時

平成二十八年七月七日 午前十時から

六 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

九 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件の引渡しは、現状有姿により行うので、入札参加者は、必ず入札前に現地の確認をすること。

3 当該物件については、十年間の用途を指定する。

指定する用途  
水産関連の加工施設、倉庫及びその他水産活動に供する施設の用地とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年六月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社斉下建業

二 代表者の氏名 斉下 慎一

三 主たる営業所の所在地 十和田市稲生町一四の四八

四 許可番号 青森県知事許可（般 二四）第一三四五二号

五 取消年月日 平成二十八年五月十七日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十八年四月八日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年六月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 寺下運輸倉庫株式会社

二 代表者の氏名 小比類巻 元

三 主たる営業所の所在地 三沢市南町四丁目三一の三四六一

四 許可番号 青森県知事許可（般 二四）第五〇〇三五三号

五 取消年月日 平成二十八年五月十七日

六 取消しに係る建設業の許可

とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十八年五月十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

下北地域県民局告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、

次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。  
なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、下北地域県民局地域整備部及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年六月八日

下北地域県民局長 神 重 則

|              |           |          |               |
|--------------|-----------|----------|---------------|
| 位置           | 延長        | 幅員       | 指定年月日         |
| むつ市金曲三丁目六六の三 | 七二・九七メートル | 六・一〇メートル | 平成<br>二六・五・二六 |

### 選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第三十七号

平成二十八年七月十日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二條第二項及び第二十三條第一項の規定により次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十四條第二項の規定により告示する。

平成二十八年六月八日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

- 一 被登録資格の決定の基準となる日  
ただし、年齢についての基準となる日  
平成二十八年六月二十一日  
平成二十八年七月十日
- 二 登録を行う日  
平成二十八年六月二十一日  
平成二十八年六月二十二日
- 三 縦覧に供する期間  
平成二十八年六月二十二日

青森県選挙管理委員会告示第三十八号

平成二十八年七月十日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙における在外選挙人名簿の縦覧期間を、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第二十三條の十一第二項の規定により次のとおり定めたので、同条第五項の規定により告示する。

平成二十八年六月八日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

縦覧期間

平成二十八年六月二十二日

青森県選挙管理委員会告示第三十九号

平成二十八年七月十日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙においてポスターを掲示することができる日を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四百四十四條の二第五項の規定により次のとおり定めたので、同項の規定により告示する。

平成二十八年六月八日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

ポスターを掲示することができる日 平成二十八年六月二十二日

|                                  |                                          |                                |
|----------------------------------|------------------------------------------|--------------------------------|
| （発行所・発行人）<br>青森市長島一丁目一番一号<br>青森県 | （印刷所・販売人）<br>青森市第一問屋町三丁目番七七号<br>東奥印刷株式会社 | 毎週月・水・金曜日発行<br>定価小口一枚二付十五円四十四銭 |
|----------------------------------|------------------------------------------|--------------------------------|